

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月14日

分任支出負担行為担当官

関東財務局横浜財務事務所長 伊藤 美月

記

1 電子調達システムの利用

本調達は府省共通の「電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>)」を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2 競争入札に付する事項等

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 工事名称 | 国有建物等解体撤去工事（横浜市港南区日野南四丁目） |
| (2) 工事場所 | 神奈川県横浜市港南区日野南四丁目5818番4 |
| (3) 工事内容 | 仕様書記載のとおり |
| (4) 工事期間 | 自 契約締結日 至 令和元年10月18日（金） |
| (5) 競争参加申込書の受領期限 | 令和元年5月29日（水）12時00分 |
| (6) 入札書受領期限及び受付場所 | 令和元年6月7日（金）10時00分
〒231-8412
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階
関東財務局横浜財務事務所（第1）統括国有財産管理官 |
| (7) 開札日時及び場所 | 令和元年6月7日（金）11時00分
〒231-8412
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階
関東財務局横浜財務事務所 第1会議室 |
| (8) その他 | 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 |
| (9) | <u>（5）（6）及び（7）については、電子調達システムにおいて障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。</u> |

3 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「C」又は「D」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に基づく、経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 関東財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等関東財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てを含む)をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による。)であること。
- (9) 本件入札の入札説明書の配布を受けた者であること。
- (10) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

4 契約条項等を示す場所

関東財務局横浜財務事務所(第1)統括国有財産管理官

〒231-8412

横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎12階

TEL 045-681-0935

5 入札事項等説明の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年5月14日(火)～令和元年5月29日(水)
平日9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分
令和元年5月29日(水)のみ9時00分から12時00分まで
- (2) 場 所 上記4記載の場所に同じ。

6 入札価格

工事一式の総額で入札し、予定価格の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。)

7 入札の無効

- (1) 競争参加に必要な資格のない者の行った入札、競争参加申込書及び競争参加申込書添付資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用する場合があるので、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。また、この調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

11 その他（本件公告に関する問い合わせ先）

関東財務局横浜財務事務所（第1）統括国有財産管理官

〒231-8412

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎12階

TEL 045-681-0935

別添

入札説明書等交付願

令和元年5月14日付入札公告「国有建物等解体撤去工事（横浜市港南区日野南四丁目）」について、入札説明書及び対象不動産の資料を交付願います。

年 月 日

所在地

商号又は名称

担当者名

電話番号